

5項目、第2項から4項までがそれぞれ1項目である。

そこで、法的項目の重要度基準を罰則規定の有無、さらに罰則規定の重さから5段階に分類した(表6)。基準1が第116条で罰則がもっとも重いものであり、基準2が第117条、基準3が第119条、基準4が第120条、基準5が罰則規定のない条文とした。

## C・D. 研究結果と考察

### 1. 評価指標

#### 1) 健康管理：

「人」の管理である『健康管理』では、3つの段階、すなわち「疾病管理」、「疾病予防」、「健康の保持増進」に分けることができる。

「疾病管理」では、疾病日数の多寡が、評価対象事業場での作業者の健康状態把握のための一つの指標として利用できる。また、労働災害による障害や生活習慣病などの健康障害による私傷病によって長期休職に入っている者(休職日数が20日以上)の数や性質によっても事業場の産業保健の状況が把握できる。事故や疾病による労働時間の損失指標として定められた強度率や度数率が健康管理状況の指標とされている。さらに、疾病に対する健康保険の支払い状況から、事業場の健康状態の把握を試みることもできる。たとえば、糖尿病で透析が必要な場合には、毎月の健康保険組合から医療機関への支払い金額は60～80万円にも及ぶことになる。ここまで健康状態を悪化させたことによる事業場の健康に対する考え方ははかる指標と考えられる。

「疾病予防」では、最低の条件である法的な健康診断のほか、ドック検診など事業場独自の健診の実施など各種健康診断の種類、とくに、有害業務に対する特殊健康診断にどれだけ独自性を出しているかも産業保健サービスの評価指標と考えてよい。対象者の把握と対象健康診断項目、健康診断結果の事後措置をいかに有

効に行うかを目標にした場合、その評価をどのような指標で行うかが最も重要な点である。とくに有所見者に対する教育を健診現場で行うことができれば、より有効な事後措置として対応できるように思われる。さらに労働衛生教育との関連で事後措置ができれば、効果も大きいと考えられる。

発展段階の「健康の保持増進」である「こころと身体の健康づくり」では、効果指標として、「健康づくり対策の費用—効果」が一般的に考えられている。「健康づくり対策」の3段階、「動機づけ」の段階、「継続性」の段階、「習慣化」の段階にかかる費用とその効果について考慮することが必要である。「動機づけ」の指標、「継続化」している指標、「習慣化」している指標をどのように考えるかは、対象となる運動・栄養・喫煙などの生活習慣の健康項目により異なる。「動機づけ」「継続化」「習慣性」への時間的経過についても対象項目により異なる。運動の場合、「動機づけ」から2～3か月で「継続性」の獲得、6ヶ月を過ぎると「習慣化」と考えてよいが、禁煙の場合には、もっと長い期間が必要である。

#### 2) 作業環境管理

「場」の管理である『作業環境管理』での「管理」「予防」「発展」の3段階は、作業場の「管理濃度」を超える有害環境を持つ作業場(管理区分3)に対する対応として、局所排気装置や密閉化に必要な装置など「管理」の段階、作業環境の改善を目的として、作業環境の悪化の予防と有害性の低い作業環境づくりに努める「予防」の段階、さらに、「発展」して「職場環境の快適化」に向かう段階に分けられる。「快適化」に対する共通認識を作業者全体がもち、機械・設備等のハードな面や創意・工夫等のソフトな面からのアプローチが評価項目の対象となる。それぞれの段階における「場」の維持管理にかかる費用なども評価指標と考えられる。

#### 3) 作業管理

「作業」の管理である『作業管理』には、2つの側面がある。(1) 作業環境が劣悪な状態での作業では、環境からの有害因子の身体への曝露を保護具により防ぐことが作業管理の主要な要因になっている。作業環境が「管理」の状態にあり、有害因子による曝露がさげられない状況にある時には、保護具の完全着用による「作業管理」が必要である。作業環境の改善とともに、保護具の必要性の理解と実行が中心になってくる(「予防」段階)、「職場環境の快適化」が進行すると保護具の必要性はなくなる。

(2) 作業による筋負担の軽減が2番目の「作業管理」である。作業により頸・肩・腕・指などの局所的な痛みを伴う「上肢障害」による「管理」の段階では、上肢障害による要管理者数が評価指標にあげることができる。「予防」の段階では、「作業の改善」を図ることを主目的として、ローテーションによる筋負担の局在化を防ぐとともに、作業員個人に合わせた個別的なストレッチを指導する。その際に、個人の筋負担の評価の方法として、我々のセンターで開発した「作業アドバイスシステム」を使用している。作業改善の度合いや自覚症状の減少が評価指標になる。さらに進んだ「発展」の段階では、「作業の快適化」をめざすことになる。「機械に合わせた作業」から「人にやさしい、作業員に合わせた機械づくり」が求められる。その際にも作業アドバイスシステムによる作業筋負担の事前評価と対策が必要である。

#### 4) 労働衛生教育

「教育・訓練」である『労働衛生教育』にも、2種類の「教育・訓練」がある。有害業務などに従事する作業員や管理・監督者に法的に求められている「労働衛生教育」と「健康に向けての教育」である。

「労働衛生教育」では、「法的教育事項」である有害作業員教育、管理管理者教育等の義務的な「管理」段階の教育がある。「予防」の段階では、事業員に求められる「安全衛生配慮義務」

の遂行のための教育がある。健康診断等による有所見者に対する対応で、一般健康診断による検査値の異常のほか「労働時間」が対象要因になっている。安全衛生配慮義務は、その時の社会的な要因に支配される損害賠償請求の対象である。「発展」の段階では、有害性や安全性の事前予測とその対応であり、「リスクアセスメント・マネジメント」に向けての教育である。

「健康にむけての教育」も大きな範疇で考えれば、上記の「労働衛生教育」に含めることができるが、産業医や産業看護職などの産業保健スタッフでは、「健康にむけての教育」が中心的な課題であるので区別して考えることにする。「管理」段階では、疾患の管理・治療のためにおこなわれるものであり、運動療法や食事療法等の「療法」として行われる。「予防」の段階では、有所見者に対する「健康指導」が行われ、無所見者に対する「健康教育」は「発展」の段階で行われ、それぞれ独自の対応の仕方がある。

#### 5) 総括管理

上記の『健康管理』『作業環境管理』『作業管理』の労働衛生の3管理や『労働衛生教育』を効果的に運営するマネジメントが『総括管理』である。『総括管理』のマネジメントは次の3つの段階にわけることができる。①「法的項目の遵守」段階、②「安全衛生配慮義務」を満たす段階、③リスクアセスメント/マネジメントをシステム化する段階である。

『総括管理』を評価する業務としては、職場の安全衛生管理体制の確立、「届出」等の報告業務、職場巡視、安全衛生委員会などがあり、これらの業務がどのレベルにあるかが評価対象になる。

「安全衛生管理体制」に必要な人員の選任ができており、どのような業務状況であるかが評価の対象である。

「届出」業務では、必要な届け出が期限内に

行われているか、改変時には即座に対応ができているかが評価項目にあがる。

「職場巡視」や「安全衛生委員会」では、3つの段階のどこに業務の中心が存在するを評価する。「職場巡視」では、①法的項目の遵守のための巡視として、有害物質への曝露の防止と有害物質の作業場外への持ち出し禁止を中心に巡視を行う。②安全衛生配慮義務を満たすための巡視としては、労働災害・健康障害発生の予見と回避を中心に巡視を行う。③リスクアセスメント／マネジメントのための巡視としては、ハザード・リスクの把握とリスクの自主管理を中心の巡視を行う。

産業医の就業状況の評価としては、産業医の業務の位階性（ヒエラルキー）に注目して対応する。最低必要な業務（法的に求められる業務）である月1回の巡視、安全衛生委員会の出席、健診の事後措置などが評価項目であり、望ましい業務としての5大管理全体への係わりあいと業務への対応、とくに総括管理業務への対応について考慮する。

衛生管理者では、事業場規模に応じた所定の衛生管理者数を充足しているか、衛生管理者の職務がどの程度行われているかを評価する。その業務の優先順位も必要である。

## 2. 『総括管理』の3つの管理枠に必要な評価項目

### 1) 「法的項目の遵守」の段階の管理に必要な項目

法的項目としては、(1)安全衛生管理体制の整備、(2)届出等がある。

(1)安全衛生管理体制の整備状況では、組織と構成員の整備・充当状況の確認が必要な項目である。

①組織としては、安全衛生委員会が一番に上げられる。法的には衛生委員会への出席義務があるが、ほとんどの事業場では安全と衛生とを一緒にした安全衛生委員会として組織されて

いる。安全委員会では使用者側と労働者側の構成メンバーの構成、とくに産業医が中立的な立場であることが必要である。委員会の開催期間、付議事項の内容、委員会の議事録が評価の対象となる。

②事業場に必要の構成員としては、業種・使用人数で定められた総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者や危険・有害業務のある事業場において選任されている安全管理者、衛生工学衛生管理者、作業主任者、作業指揮者などの選任状況が評価項目の対象となる。

(2)届出では、「人」である総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者等、「設備」に対する安衛法88条による届出、健診結果、「事故」報告などである。

これ以外の労働三管理の「管理」の段階は、『健康管理』面では、疾病管理が中心であり、『作業環境管理』では、作業環境測定結果が管理区分3の即刻改善対応が求められる状態であり、『作業管理』では、頸肩腕症候群などの作業に関連した疾患や障害が認められる状態である。これらに対応する対策が必要になってくる。

### 2) 「安全衛生配慮義務」を満たす段階の管理に必要な評価項目

「予防」の段階であり、「健康診断・事後措置」「作業環境の改善」「作業改善」「健康指導」等が主な対象項目である。

事業者求められる「安全配慮義務」とは、本来事業者が作業者の安全を守る義務を怠ったために生じる損害を賠償するという民法上の考え方で、社会的状況において変化する。とくに近年、健康診断後の事後措置が義務づけられたため、健康診断後の事後措置が安全衛生配慮義務対象になった。

評価項目としては、(1)健康診断の事後措置状況：生活習慣病対策である定期健康診断後の事後措置、有害作業対策としての特殊健康診断結果の事後措置、(2)労働時間の配慮：「労

働時間」は労働者にとって唯一売れる所有物であり、労働基準法でもその規制は厳しいものであった。その後、規制緩和されて、フレックス制度、裁量労働制等が導入され、「労働時間を労働者自らが管理する」方向に向いてきたが、サービス残業など過重労働負担や過労死に通じるものとの関連が指摘され、配慮すべき項目の一つに加えられた。(3) 他種類の人への配慮：事業場の中では、社員の他に、派遣業、請負業、パートタイム、アルバイトなど多種類の人々が働いている。この人々に対する統括管理的な立場からの配慮も必要である。(4) 深夜業等のストレスフルな業種への配慮：深夜業を始めとして、ストレス度の高い作業場での従事者の精神・神経的な疾患に対する配慮が必要であり、特に、生活リズムを乱しがちな深夜業従事者に対して、自主的健康診断への補助を行い、配慮すべき対象として規定している。(5) 多危険因子 (multi risk) 保持者に対する配慮：肥満、高血圧、高脂血症、高血糖の「死の四重奏」保持者に対する作業者が、脳・心臓血管障害の危険度が高く、それを予防するために、労災保険で精密検査を行うことになった。精密検査の事後措置は配慮義務の対象となっている。

3) 「リスクアセスメント」とマネジメントシステムの段階の管理に必要な項目

「発展」の段階であり、健康の危険因子を取り除く「こころと身体健康づくり (THP活動)」、「快適職場づくり」、「人にやさしい作業」、「健康教育」が主な項目である。

この段階での主要な目的は、危険因子の把握・削除である。危険因子としては、(1) 化学的因子、(2) 物理的因子、(3) 生活リズム因子、(4) 年齢的因子 等が上げられる。

#### (1) 化学的因子

化学的因子としては、化学物質が主なもので、法的規制化学物質としての有機溶剤や鉛、特定化学物質等があり、規制を受けていないが危険物質として考慮すべき新規取り扱い化学物質、

環境影響化学物質、内分泌攪乱物質（「環境ホルモン」）、さらに、会社で規制している化学物質などであり、MSDS等を通じての危険因子の把握とその対応が求められる。

#### (2) 物理的因子

物理的因子としては、有害光線（紫外線、赤外線、X線など）、レーザー、温度（高温、低温）があげられる。これらの因子に対する対応としては、配置前を含めての教育・訓練が最も大切である。

#### (3) 生活リズム因子

日内リズムをもつ体内因子である睡眠、血圧、ホルモン分泌等が影響を受ける。労災発生が多い時間などでは「集中力の低下」が見られる。この際には生体リズムの影響も十分に考慮する必要がある。

#### (4) 年齢的因子

加齢によって①筋力・平衡性の低下が認められる。階段の小さな段差や床面の突起で「すべった・ころんだ」事故がみとめられる。また②視力・視調節力の低下は、中・高齢者に多く見られ、年齢者に応じた作業対応が必要である。

### 3. 労働安全衛生法の罰則規定からの評価

労働安全衛生法の罰則規定から定めた5基準について産業保健活動の項目を検討した。基準 1は、黄りんマツチ、ベンジジン及びその塩、4-アミノジフェニル及びその塩、アモサイト、クロシドライト、4-ニトロジフェニル及びその塩、ビス（クロロメチル）エーテル、ベータナフチルアミン及びその塩、ベンゼンの9種類の製造等禁止物質を製造する違反を犯した時である。有害物製造禁止違反は、何人にも適用される。

基準 2は、製造許可を受けなければならない物質の製造許可を受けずに製造した「有害物の無許可製造」や労働安全衛生コンサルタントに課せられている「秘密保持」を守らなかった時である。さらに第117条には、型式検定義

務違反、個別検定義務違反、特定機械の無許可製造など機械の規制や指定試験機関役員等の機密保持義務違反などが含まれている。これらの違反は特定の機械製造業者や指定機関に対するものと考えられる。

基準 1、2では、労働安全衛生法の主な目標の一つである「危険性のある機械及び有害物等を規制する」ことが中心的な事項になっている。危険性のある機械や有害物の管理が事業場における法的項目の遵守の重要な項目であることが理解できる。事業者は危険性のある機械や有害化学物質等の管理に対する専門家を配置することになる。産業医を含む産業保健従事者にとっては、有害化学物質、とくに特定化学物質等に指定されている有害化学物質の管理に対する事業者への助言と支援が最重点項目の業務に挙げられる。

基準 3、すなわち、罰則条文の第119条には、①事業者に課せられた義務違反、②厚生労働大臣の発する命令への違反、③製造禁止物質の表示等の虚偽違反、④就業制限業務への職業訓練生の従事特例違反 等が含まれている（表 7）。

基準3は、事業者の措置義務や厚生労働省の命令が直接反映されており、法的項目の中心的で基本重要事項になる。選任すべき管理者等に、作業主任者が唯一含まれていることは特徴的であり、作業主任者が直接的に有害な機械や有害物の存在する指定された31の作業場において作業を指導する任務をおびることと関係している。

表 8の基準3:1は事業者に課せられた義務措置の一覧であり、法的項目に中心的な事項である。有害作業場の現場責任者である作業主任者の選任と、危険・健康障害予防等に向けての事業者の措置、とくに有害性に対する労働者の認知をはかる教育等によって、労働者とリスクを分け合うリスクシェアの考え方が盛り込まれている。第20条から第25条の事業者が

講ずべき措置義務をうけて、(3)以下の義務が課せられている。

表 9の基準 3:2では、有害化学物質や有害作業場での労働災害防止のために行政が行うべき措置についての記載がなされている

基準 3:3は「製造禁止物質の表示等の虚偽行為」であり、特化則、有機則、四アルキル鉛則、鉛則の規制対象となっている有害物の譲渡の際に規定されている表示をし、文書を交付せず、もしくは虚偽の文書を交付した者（第57条第1項、第2項）を罰則の対象としている。基準3:3は、有害化学物質の適正管理に関する行政指導である。

表10に示した基準4、罰則規定の第120条では、懲役刑はなく、罰金50万円以下の規定があり、1)事業者の義務違反、2)厚生労働大臣の発する命令または指示に違反した者、3)労働基準監督官の権限、労働安全専門官または労働衛生専門官の権限、厚生労働大臣の権限の行使を忌避したり、虚偽の陳述をした者、4)報告等を怠り、虚偽の報告をしたり、出頭命令に違反した者、5)書類の保存等（第103条）をせず、虚偽の記載をした者 等に適用される。

基準4:1の事業者等の講ずべき措置義務としては、(1)選任義務、(2)設置義務、(3)労働者の遵守義務（第26条）、(4)講ずべき措置、(5)検査義務等、(6)届出、(7)安全衛生教育の義務、(8)就業制限業務の免許所持者の義務、(9)健康診断の義務、(10)日本労働安全衛生コンサルタント会以外の法人の名称禁止（第87条第3項）、(11)法令の周知義務（第101条第1項）、(12)書類の保存義務（第103条第1項） 等がある（表 11）。

基準4:2の厚生労働大臣の発する命令または指示に違反した項目としては、(1)安全管理者、衛生管理者、元方安全衛生管理者の増員又は解任命令（第11、12、15条の2の第

2項)、(2)化学物質の有害性調査に関する指示(第57条の4第1項)、(3)作業環境測定に関する指示(第65条第5項)、(4)健康診断に関する指示(第66条第4項)、(5)使用停止命令等(第98条第2項、第99条第2項)等である(表12)。

基準4の3は「労働基準監督官等の権限の行使を忌避したり、虚偽の陳述をした者に適用」され、労働基準監督官、産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限(第94条第1項)、厚生労働大臣(第96条第1,2,4項の規定)による立ち入り、検査、作業環境測定、もしくは健康診断を拒み、妨げ、もしくは忌避し、又は質問に対して返答せず、もしくは虚偽の返答をした者に適用される。

基準4の4の「報告等を怠り、虚偽の報告をしたり、出頭命令に違反した者」の規定は、厚生労働大臣、都道府県労働基準局長、労働基準監督所長(第100条第1項)、または労働基準監督官(第100条第3項)が規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または出頭しなかった者に適用される。

基準4:5.書類の保存をせず、虚偽の記載をした者の規定は、コンサルタントの業務に関する事項で厚生労働省の規定による帳簿(第103条第3項)を備え付けもしくは保存せず、または、同項の帳簿に虚偽の記録をしたものに適用される。

基準の4の3,4,5は、司法・行政的な権限を明示したものであり、事業場における法的遵守項目と直接的な関係は少ない。

最後に、基準5としては、罰則規定のないものである。労働安全衛生法に規定されている事項で、主に努力義務のある事項であり、表13にまとめたように、中高年齢者についての配慮や、健康教育等、快適な職場形成のために事業者が講ずるべき措置等がふくまれている。基準5まで事業場で実行している場合には、

大いに先駆的な活動を評価してよいのではないだろうか。

以上をまとめると、(1)危険な機械や有害物等の規制(第116条、第117条)による「管理」、(2)危険・健康障害防止等のための措置(第119条、第120条)による「予防」、(3)快適な職場環境形成のための対策(罰則規定なしの努力義務)による「発展」の3段階に法的項目を大きく分けることができる。このことは、産業医業務を3つの段階に分類したものとほぼ一致したものと見なすことができる。(1)の管理の業務は、明確な規定がなされているので、まさに法を遵守することが求められる。しかし、産業医の業務の中心的な課題である(2)危険・健康障害防止のための措置は、多くは「予防」的措置義務であり、非常な広範囲はものである。事業者等に課せられている措置義務が基準3と基準4にまたがっているので、基準3(第119条)と基準4(第120条)とで比較検討したのが、表14である。

(1)の選任義務のある管理者としては、作業主任者の選任のみが基準3に含まれており、法的罰則規定からはもっとも重要な位置を占めている。(3)の講ずべき措置では、基準3に事業者が講ずべき措置等が含まれている。この講ずべき措置は、「労働者の危険または健康障害を防止する等の措置を講じること」という安衛法の三大目標の一つの根幹をなす「予防」措置である。多くの安全衛生配慮義務の根拠となるのはこの事業者の講ずべき措置である。基準4では特定元方事業者や請負人など事業の一部を委譲した者が講ずべき措置があげられており、事業者のなすべき措置の重要度が高いことが認識される。(5)の安全衛生教育についても、基準3では特別教育の必要な有害業務従事時の配置前教育の重要性が雇い入れ時の教育よりも大切であることが法的に認識されている。

三管理の「作業環境管理」、「健康管理」、「作業管理」を法的重要度を罰則規定からみてみると、作業場の環境測定項目が基準3に規定され、健康診断項目が基準4に規定されているのをみると、有害作業環境の「場」の管理を優先していることが明らかとなってくる。「作業」の管理は、基準5に規定されている。

これを業務の枠組みのなかにあてはめてみると、表15のように成る。第1段階は「管理」対象であり、危険性のある機械の規制と有害物質の管理が主な業務になる。特定化学物質に指定されている製造禁止物質や第1類の製造許可物質、第2類の慢性的な障害が予想される物質の管理などについての作業主任者を中心とする管理者と協力体制をつくることは最も大切なことである。さらには鉛、有機溶剤等の法的規制のある物質の管理も当然大切になってくる。危険性のある機械の管理も作業主任者を中心として管理する。ついで「予防」の段階では、事業者の危険・健康障害予防措置義務が第119条・第120条の中心となる項目になっている。予防措置として求められる義務、すなわち配慮義務になってくる。その事業者の措置義務を支援・助言する産業医の業務の中心もこの点を中心になされるべきである。サービス業など有害業務のない事業場にあつては「予防」の段階、すなわち安全衛生配慮義務の段階からの項目が事業者や産業保健スタッフの評価対象の項目に成ることが明らかになってくる。最後は、快適職場づくりへの「罰則規定のない努力義務項目」である。条文の中に、ワンランクアップへの行政的に期待も十分におこまれている。

安衛法は、growing law（成長する法律）だと言われている。社会的進展に応じて様々な項目が付加されている。各条文にも付加された項目が、「〇〇条の1あるいは2」として加えられており、社会的状況変化に応じた産業保健の要求を示している。これらの法律的な業務の位

置関係をいかにして産業医業務に位置づけていくかが課題である。産業医の五大管理を3つの段階に分けて考えるこの方法は、法律的な要求をも満たすものであることが明らかになった。これからさらに細部の業務についての位置づけを進めていく予定である。

## E. 結論

① 今後は、健康活動マトリックスの各要素の構成因子を抽出し、評価指標に対する寄与度を検討し、この寄与度を考慮した活動指標を確立する。

② 『総括管理』の3つの段階での産業保健活動評価を各要素の集合体から評価できる評価システムを構築する。

③ 『総括管理』の第1段階である「法的項目の遵守」の評価指標を労働安全衛生法の罰則規定の重さから5基準にわけて評価した。

④ 「法的項目」3段階に大別された。第1段階は「管理」の段階であり、「危険性のある機械や有害物の規制」段階である。第2段階は「予防」の段階であり、「危険や健康障害を予防するための事業者の措置」段階である。第3段階は「発展」の段階であり、罰則規定のない「快適な職場づくりのための努力義務」にむかっている段階である。

## 参考文献

- 1) 山田誠二：産業医の職務、「産業医学実践講座」（日本産業衛生学会近畿地方会編、南江堂、東京）、pp 35-48、2002.
- 2) 寺西輝泰：「労働安全衛生法違反の刑事責任」、日労研、東京、1997.

## G. 研究発表

### 論文発表

- 1) 山田誠二：講座 総括管理（1）：総括管理とは一産業医に必要なマネジメント知識一。

産業医学ジャーナル 24 (5): 53-56, 2001

2) 山田誠二: 講座 総括管理 (2): 労働災害防止計画と職場変化. 産業医学ジャーナル 24 (6): 38-45, 2001

3) 山田誠二: 講座 総括管理 (3): 法的遵守を求められる項目のマネジメント—安全衛生管理組織・構成員と届出—. 産業医学ジャーナル 25 (1): 15-20, 2002

4) 山田誠二: 講座 総括管理 (4): 法的項目の遵守のためのマネジメント (2)—職場巡視—. 産業医学ジャーナル 25 (2): 28-36, 2002.

5) 山田誠二: 講座 総括管理 (5): 事業者の安全衛生配慮義務支援のための総括管理. 産業医学ジャーナル 25 (3): 50-54, 2002.

6) 山田誠二: 講座 総括管理 (6): 職場復帰と適正配置. 産業医学ジャーナル 25 (4): 22-26, 2002.

7) 山田誠二: 講座 総括管理 (7): リスクアセスメントのマネジメント—製造事業場における化学物質管理への取り組みを中心に—. 産業医学ジャーナル 25 (5): 28-33, 2002.

8) 山田誠二: 講座 総括管理 (8): 健康づくり、労働衛生教育に関する総括管理. 産業医学ジャーナル 25 (6): 29-34, 2002.

9) 山田誠二: 講座 総括管理 (9): 情報の収集・活用・管理のマネジメント. 産業医学ジャーナル 26 (1): 19-25, 2003.

10) 山田誠二: 講座 総括管理 (10): 産業医に求められる総括管理能力. 産業医学ジャーナル 26 (2): 25-31, 2003.

11) 山田誠二: 産業医活動マニュアル① 産業医実務のポイント. 「産業保健 21」 33: 16-19, 2003.

12) 山田誠二: 「労働時間」と健康管理—現

場での過重労働負担予防の考え方と対策. 産業医学ジャーナル 16 (1): 1-16, 2003.

13) 山田誠二: VDT作業における健康管理. 働く人の安全と健康 4: 550-554, 2003.

H. 知的財産権の出願・登録状況  
なし



表 1: 産業医の職務一覧表A(産業医活動推進委員会):

## 1. 健康管理

- 1) 健康診断および事後措置
- 2) 疾病管理
- 3) 防疫管理
- 4) 栄養管理
- 5) 救急処置等
- 6) 健康相談

## 3. 作業管理

- 1) 有害作業の管理
- 2) 保護具等の管理
- 3) 作業条件の管理
- 4) 労働条件の管理
- 5) 作業条件の至適化

- 7) 健康の保持増進
- 8) メンタルヘルス対策

## 4. 労働衛生教育

- 1) 労働衛生教育
- 2) 健康教育
- 3) 健康増進教育

## 2. 作業環境管理

- 1) 有害化学物質等の管理
- 2) 酸欠症等危険作業の管理
- 3) 有害エネルギー等の管理
- 4) 一般環境衛生
- 5) 作業環境の測定および評価
- 6) 作業環境の改善
- 7) 環境改善設備等の維持管理
- 8) 作業環境条件の至適化

## 5. 総括管理

- 1) 職場巡視
- 2) 健康障害の原因調査
- 3) 衛生関係情報管理の整備
- 4) 労働衛生管理体制の整備
- 5) 労働衛生、健康保持増進管理計画の整備
- 6) 衛生委員会等
- 7) 行政への対応
- 8) 外部諸機関との連携 等

## 表 2：産業医の5大職務

	健康管理	作業環境管理	作業管理	労働衛生教育	総括管理
定義	『人』の管理	『場』の管理	『作業』の管理	『教育』の運営	管理の目標
管理	疾病の治療 疾病の管理	有害環境に対する 緊急措置・作業環境 調査	作業中止・ 原因追及 ：上肢障害	療 法 運動療法 食事療法	法的項目の遵守
予防	健康診断・ 事後措置	作業環境の改善	作業の改善 ：ローテーション	健康指導	安全衛生配慮義務
発展	健康の保持 増進(栄養・ 運動・休養)	職場環境の快適化	作業の快適化 ：人にやさしい 作業	健康教育	リスクアセスメント
担当者 資格	医師・看護職 衛生管理者	作業環境測定士 衛生管理者、医師	医師 衛生管理者	医師・看護職 衛生管理者	

### 表 3: 「産業医の職務」の産業保健マトリックスへの適用

	健康管理	作業環境管理	作業管理	労働衛生教育	総括管理
定義	『人』の管理	『場』の管理	『作業』の管理	『教育』の運営	管理の目標
管理	②疾病の治療 ③疾病の管理	①有害化学物質の管理 ②酸素欠乏等危険作業の管理 ③有害エネルギー等の管理	①有害作業の管理 ③作業条件の管理 ④労働条件の管理	①労働衛生教育	法的項目の遵守
予防	①健康診断及び事後措置 ⑤救急措置等 ⑥健康相談	④一般環境衛生 ⑤作業環境の測定及び評価 ⑥作業環境の改善等 ⑦環境改善設備等の維持管理	②保護具等の管理 ③作業条件の管理 ④労働条件の管理	②健康教育(健康指導)	安全衛生配慮義務
発展	④栄養管理 ⑦健康の保持増進 ⑧メンタルヘルス対策	⑧作業環境条件の至適化	⑤作業条件の至適化	②健康教育 ③健康保持増進教育	リスクアセスメント/マネジメント
担当者 資格	医師、看護職 衛生管理者	作業環境測定士 衛生管理者、医師	医師 衛生管理者	医師、看護職 衛生管理者	

表 4: 罰則規定の様式と項目数

罰則規定の様式	条文	個数
①「第〇〇条の規定に違反した者は〇〇に処する」	116条	1
	117条	6
	119条1	41
	120条1	41
	計	89
②第〇〇条の規定に基づく労働省令に違反した者は、 〇〇に処する	119条4	1
	計	1
③第〇〇条の規定による命令に違反した者は、〇〇 に処する。	118条	7
	119条2	5
	120条2	8
	計	20
④第〇〇条の規定による〇〇をした者は〇〇に処する。	119条3	2
	120条3~6	11
	121条2~4	3
	計	16
⑤第〇〇条による許可を受けないで〇〇の業務の全部 を廃止したときは、〇〇に処する。	121条1	5
	計	5
	合計	131

両罰規定の様式

⑥第〇〇条の規定する者の代表者又は代理人、使用人、  
その他の従業員が、第〇〇に規定する者の業務に関し、  
第〇〇条の規定に違反する行為を行った時は、〇〇に  
処する。

表 5: 罰則条文の該当項目数

	懲 役	罰 金	項目数
第116条	3年以下	300万円以下	1
第117条	1年以下	100万円以下	6
第119条	6ヶ月以下	50万円以下	49(41, 5, 2, 1)
第120条	———	50万円以下	60(41, 8, 2, 6, 2, 1)
検査代行機関等の役員または職員			
第118条	1年以下	100万円以下	7
第121条	———	50万円以下	8(5, 1, 1, 1)
両罰規定: 第122条(第116, 117, 119, 120条に適用)			
			合計 131

表 6: 法的項目の重要度基準

	懲 役	罰 金	
基準 1	3年以下	300万円以下	第116条
基準 2	1年以下	100万円以下	第117条
基準 3	6ヶ月以下	50万円以下	第119条
基準 4	———	50万円以下	第120条
基準 5	———	———	罰則規定のない条文

**表 7: 基準3:懲役6ヶ月、罰金50万円以下**

1. 事業者が講ずべき措置義務
2. 厚生労働大臣の発する命令に違反した者
3. 製造禁止物質の表示等の虚偽違反
4. 就業制限業務への職業訓練生の従事特定違反

**表 8: 基準 3: 1. 事業者に課せられた義務**

- (1)選任義務  
作業主任者(第14条)
- (2)事業者の講ずべき措置等
  - ①危険防止(第20条、第21条)
  - ②健康障害防止(第22条)
  - ③労働者の健康、風紀及び生命の保持のために必要な措置(第23条)
  - ④作業行動による労働災害防止(第24条)
  - ⑤退避させる等の措置(第25条)
- (3)重量表示の義務(第35条)
- (4)製造等禁止物質の製造許可義務(第56条)  
製造設備(第3項)、作業方法(第4項)
- (5)化学物質の有害性調査の届出義務  
(学識経験者の秘密保持:第57条の3第5項)
- (6)安全衛生教育の義務  
(特別教育を必要とする業務への作業従事時の教育:  
第59条第3項)
- (7)就業制限  
(当該業務の技能講習修了者のみの就業:第61条第1項)
- (8)作業環境測定の義務(第65条第1項)
- (9)作業時間の制限  
(高圧室内業務・潜水業務等での作業時間の制限:  
第65条の4)
- (10)病者の就業禁止(第68条)
- (11)届出計画の労働大臣審査等で知り得た秘密保持  
(第89条)
- (12)事業場の法律・命令違反を申告した労働者への  
不利益取り扱いの禁止(第97条の2)
- (13)健康診断及び疫学的調査等に関する機密の保持  
義務(第104条、第108条の2第4項)

表 9: 基準 3:2. 労働災害防止のために厚生労働大臣の発する命令への違反

- (1) 製造禁止物質の製造許可に関する命令  
製造設備、作業方向改善命令: 第56条第5項
- (2) 届出事項の法律・命令違反の際の工事着手  
差し止め・計画変更命令違反(第88条第7項)
- (3) 使用停止命令等  
(第98条第1項、第99条第1項)

表 10: 基準 4: 懲役 なし、罰金50万円以下

- 1. 事業者の義務違反
- 2. 厚生労働大臣の発する命令または指示に違反した者
- 3. 労働基準監督官の権限、労働安全専門官または労働衛生専門官の権限、厚生労働大臣の権限の行使を忌避したり、虚偽の陳述をしたものに適用
- 4. 報告等を怠り、虚偽の報告をしたり、出頭命令に違反した者に適用
- 5. 書類の保存等(第103条)をせず、虚偽の記載をした者に適用

## 表 11:基準 4:1. 事業者等の講ずべき措置義務

### (1)選任義務

- ①総括安全衛生管理者(第10条第1項)
- ②安全管理者(第11条第1項)
- ③衛生管理者(第12条第1項)
- ④産業医(第13条第1項)
- ⑤統括安全衛生責任者(第15条第1項)
- ⑥元方安全衛生管理者(第15条の2)
- ⑦安全衛生責任者(第16条第1項)
- ⑧労働者の救護に関する技術的事項を管理する者(第25条の2第2項)

### (2)設置義務

- ①安全委員会(第17条第1項)
- ②衛生委員会(第18条第1項)

### (3)労働者の遵守義務(第26条)

### (4)講ずべき措置

- ①特定元方事業者等の講ずべき措置  
(第30条第1項、第4項)
- ②請負人の講ずべき措置  
(第32条第1項から第4項)

### (5)検査義務等

定期自主検査(第45条第1項または第2項)

### (6)届出

- ①化学物質の有害性調査の届出義務  
(重度の健康障害のおそれ:第57条の3第1項)
- ②計画の届出  
(建設物、機械等の設置、移転、変更について  
30日前の届出:第88条第1項)

### (7)安全衛生教育の義務

(雇い入れ時の教育:第59条の1)

### (8)就業制限業務の免許所持者の義務

(第61条第2項)

### (9)健康診断の義務

- ①一般健康診断(第66条第1項)
- ②特殊健康診断(第66条第2項)
- ③歯科健診(第66条第3項)
- ④一般健康診断結果の記録義務  
(第66条の3)
- ⑤一般健康診断結果の通知義務  
(第66条の6)

### (10)日本労働安全衛生コンサルタント会以外の法人の名称禁止(第87条第3項)

### (11)法令の周知義務(第101条第1項)

### (12)書類の保存義務(第103条第1項)

**表 12:基準 4:2. 厚生労働大臣の発する命令または指示に違反した者**

- (1)安全管理者、衛生管理者、元方安全衛生管理者の増員 又は解任命令  
(第11, 12, 15条の2の第2項)
- (2)化学物質の有害性調査に関する指示  
(第57条の4第1項)
- (3)作業環境測定に関する指示(第65条第5項)
- (4)健康診断に関する指示(第66条第4項)
- (5)使用停止命令等  
(第98条第2項、第99条第2項)

**表 13:基準 5:罰則規定のないもの**

- (1)中高年齢者等についての配慮(第62条)
- (2)作業環境測定結果の評価等(第65条の2)
- (3)作業の管理(第65条の3)
  - ①一連続時間と休憩時間の適正化
  - ②作業量の適正化
  - ③作業姿勢の改善
- (4)健康診断(第66条)
  - ①自発的健康診断結果(第66条の2)
  - ②健康診断結果についての医師等からの意見聴取(第66条の3)
  - ③健康診断実施後の措置(第66条の4)
  - ④健康指導等(第66条の7)
- (5)健康教育等(第69条)
- (6)体育活動等についての便宜供与等(第70条)
- (7)快適な職場環境形成のために事業者が講ずるべき措置(第71条の2)
- (8)安全衛生改善計画の遵守(第79条)



表 14: 事業者等に課せられた義務の基準3(第119条)と基準4(第120条)の比較

	基準 3: 懲役6ヶ月、罰金50万円以下	基準 4: 懲役一、罰金50万円以下
(1) 選任義務	① 作業主任者(第14条)	① 総括安全衛生管理者(第10条第1項) ② 安全管理者(第11条第1項) ③ 衛生管理者(第12条第1項) ④ 産業医(第13条第1項) ⑤ 統括安全衛生責任者(第15条第1項) ⑥ 元方安全衛生管理者(第15条の2) ⑦ 安全衛生責任者(第16条第1項) ⑧ 労働者の救護に関する技術的事項を管理する者(第25条の2第2項)
(2) 設置義務		① 安全委員会(第17条第1項) ② 衛生委員会(第18条第1項)
(3) 講ずべき措置	事業者が講ずべき措置等 ① 危険防止(第20条) ② 作業方法等からの危険防止(第21条) ③ 健康障害防止(第22条) ④ 労働者の健康、風紀及び生命の保持のために必要な措置(第23条) ⑤ 作業行動における労働災害防止(第24条) ⑥ 退避させる等の措置(第25条)	① 特定元方事業者等の講ずべき措置(第30条第1項、第4項) ② 請負人の講ずべき措置(第32条第1項から第4項)
(4) 届出	化学物質の有害性調査の届出義務(学識経験者の秘密保持: 第57条の3第5項)	① 化学物質の有害性調査の届出義務(重度の健康障害のおそれ: 第57条の3第1項) ② 計画の届出(建設物、機械等の設置、移転、変更について30日前の届出: 第88条第1項)
(5) 安全衛生教育	特別教育を必要とする業務への作業従事時の教育(第59条第3項)	雇い入れ時の教育(第59条の1)

(6)就業禁止・制限	<p>病者の就業禁止 当該業務の技能講習修了者のみの就業 (第61条第1項)</p> <p>(7)重量表示の義務(第35条)</p> <p>(8)製造禁止物質の製造許可義務 製造設備(第3項)、作業方法(第4項)</p> <p>(9)作業環境測定の義務(第65条第1項)</p>	<p>就業制限業務の免許所持者の義務 (第61条第2項)</p> <p>(7)労働者の遵守義務(第26条)</p> <p>(8)検査義務等 定期自主検査(第45条第1項または第2項)</p> <p>(9)健康診断の義務 ①一般健康診断(第66条第1項) ②特殊健康診断(第66条第2項) ③歯科健診(第66条第3項) ④一般健康診断結果の記録義務 (第66条の3) ⑤一般健康診断結果の通知義務 (第66条の6)</p>
(10)項目	(10)作業時間の制限 高圧室内業務・潜水業務等での作業時間の制限(第65条の4)	(10)日本労働衛生コンサルタント会以外の 法人名称使用禁止(第87条第3項)
(11)項目	(11)届出計画の労働大臣審査等で知り得た 秘密漏洩禁止(第89条第5項)	(11)法令の周知義務(第101条第1項)
(12)項目	(12)不利益取り扱いの禁止 事業場の法律・命令違反を申告した労働者 への不利益取り扱いの禁止(第97条の2)	(12)書類の保存義務(第103条第1項)
(13)項目	(13)機密の保持義務 ①健康診断に関する機密保持(第104条) ②疫学的調査等に関する機密保持 (第108条の2第4項)	

表15：法的罰則規定から考えられる3段階の管理

	罰則規定の条文	内 容
第1段階：管理	第1116条、第1117条 第1116条 第1117条	危険性のある機械や有害物の規制 有害物の製造禁止 機械：型式検定義務違反 機械：個別検定義務違反 資格：指定試験機関役員等の秘密保持義務違反 機械：特定機械の無許可製造 有害物：重度な健康障害をおこす有害物の無許可製造 コンサルタント：不名誉行為
第2段階：予防	第1119条  第120条	危険や健康障害を予防するための事業者の措置 1. 事業者が講ずべき措置義務 2. 厚生労働大臣の発する命令に違反した者 3. 製造禁止物質の表示等の虚偽違反 4. 就業制限業務への職業訓練生の従事特定違反 1. 事業者の義務違反 2. 厚生労働大臣の発する命令または指示に違反した者 3. 労働基準監督官の権限、労働安全専門官または労働衛生専門官の権限、厚生労働大臣の権限の行使を忌避したり、虚偽の陳述をしたものに適用 4. 報告等を怠り、虚偽の報告をしたり、出頭命令に違反した者に適用 5. 書類の保存等(第103条)をせず、虚偽の記載をした者に適用
第3段階：発展	罰則規定のない条文	快適な職場づくりのための努力義務 (1)中高年齢者等についての配慮(第62条) (2)作業環境測定の結果の評価等(第65条の2) (3)作業の管理(第65条の3) ①一連続時間と休憩時間の適正化

<p>②作業量の適正化 ③作業姿勢の改善 (4)健康診断(第66条) ①自発的健康診断結果(第66条の2) ②健康診断結果についての医師等からの意見聴取(第66条の3) ③健康診断実施後の措置(第66条の4) ④健康指導等(第66条の7) (5)健康教育等(第69条) (6)体育活動等についての便宜供与等(第70条) (7)快適な職場環境形成のために事業者が講ずるべき措置(第71条の2) (8)安全衛生改善計画の遵守(第79条)</p>	
--	--